

# サプライチェーン強化を福島浜通り地域等で行う事業に対する 支援制度の創設について

令和 2 年 7 月  
経済産業省

福島復興推進グループ福島新産業・雇用創出推進室  
地域経済産業グループ地域産業基盤整備課

新型コロナウイルス感染症の広がりによって露呈した製品等のサプライチェーンの脆弱性へ対応するとともに、原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興が新型コロナウイルス感染症の影響により遅れることのないよう、サプライチェーン強化に対する通常の支援策\*1に加え、以下の支援制度を設けることといたしましたので、ご報告申し上げます。

## 支援制度の概要

福島浜通り地域等で、サプライチェーン対策のための事業\*1を行う場合にあっては、福島復興支援策\*2において追加して支援を行います。  
(別添の参考資料を参照)

- ① 建物、設備への補助率引上げ（最大 3/4→最大 9/10）
- ② 土地取得、造成を補助対象に追加

\*1 サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（対象：全国）

\*2 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（対象：原子力災害被災地域の 12 市町村）

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（対象：津波被災地域（相馬、いわき、新地等））

福島浜通り地域等への工場等立地にインセンティブを持たせることで、サプライチェーン対策とともに、福島浜通りの復興も推進します。

## スケジュール

7月6日	制度創設の公表（経済産業省 HP 等）
7月中旬	公募開始 ※採択結果公表時期は調整中

(参考) 申請の手続き (詳細は7月中旬に経済省 HP 等で公表予定)

○「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」に申請し、採択となりましたら事業実施の予定地域に応じ、以下のとおり手続きが必要となります。

①福島浜通り地域等での実施予定の場合

「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」又は「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」に申請。

②その他の地域から予定地を変更する場合

「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」で採択された事業実施予定場所を福島浜通り地域等に変更する場合には、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局に、事業の実施場所の変更を申請し、承認が行われた後、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」又は「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」に申請。

